

指 名 停 止 に つ い て

標記の件について、下記のとおり指名停止が行われたので通知する。

業 者 番 号	10003750 - 0
業 者 名	(株) 竹中土木 取締役社長 竹中 祥悟 東京都江東区新砂 1 - 1 - 1
指名停止の期間	令和 8年 9月16日 から 令和 8年10月15日 30日間
指名停止理由	牛久市契約規定第36条第1項別表第7第15号ア(不正又は不誠実な行為)該当 (株)竹中土木は、「近畿自動車道久宝寺高架橋他7橋耐震補強工事」において発生した労働災害に関し、同社社員が協力会社と共謀し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。 このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社社員が、令和8年6月10日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けたことによる。